

京都市消防局訓令乙第13号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

第2条第9号中「文書管理システム」の右に「又は局長が指定する情報システム（京都市消防局高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程第2条第1号に規定する情報システムをいう。）（以下これらを「文書管理システム等」という。）」を加え、同条第12号並びに第14号ア及びイ中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第4条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、文書管理統括者は、局における文書管理システムの利用の促進に努めなければならない。

第4条第2項中「おける文書管理システムの適正な運用」を「おいて意思決定又は供覧を行う場合については、電子決裁の促進」に改める。

第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、文書管理責任者は、文書管理所属における文書管理システムの利用の促進に努めなければならない。

第5条第2項中「おける文書管理システムの利用」を「おいて意思決定又は供覧を行う場合については、電子決裁」に改める。

第14条第1項第3号本文及び第4号並びに第16条第1項第3号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第18条第1項本文中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改め、同条第2項中「文書管理システムを用いて出力した」を削る。

第19条第5号中「至急の処理を要し、又は」を削り、同条第6号中「機密」を「至急の処理又は機密」に、「決定書案は、」を「決定書案を」に改め、「とともに、紙文書にあっては、封筒に入れる等機密を保持するために必要な措置を講じる」を削り、同条第7号中「ときは、」を「ときにあっては」に、「する」

を「し、機密を要するときにあつては封筒に入れる等機密を保持するために必要な措置を講じる」に改める。

第20条第1号及び第2号，第21条第3項，第28条第1項，第3項並びに第4項第1号及び第2号，第29条第1項本文及び第2項，第30条第1項第1号及び第2項第1号並びに第31条前段中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第33条の見出し中「掲示を要する」を「掲示する」に改め，同条本文中「及び区役所」及び「ことを要する」を削る。

第35条第1項第2号本文中「については」の右に「，別に定める場合を除き」を加え，「押すこと」を「押すものとする」に改め，同号ただし書を削り，同項第7号中「，特殊文書送付票（第13号様式）を添付し」を削る。

第41条第3項中「第14号様式」を「第13号様式」に改める。

第49条中「廃棄しなければ」を「廃棄し，又は消去しなければ」に改める。

第13号様式を削る。

第14号様式を第13号様式とする。

#### 附 則

この訓令は，令和3年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)